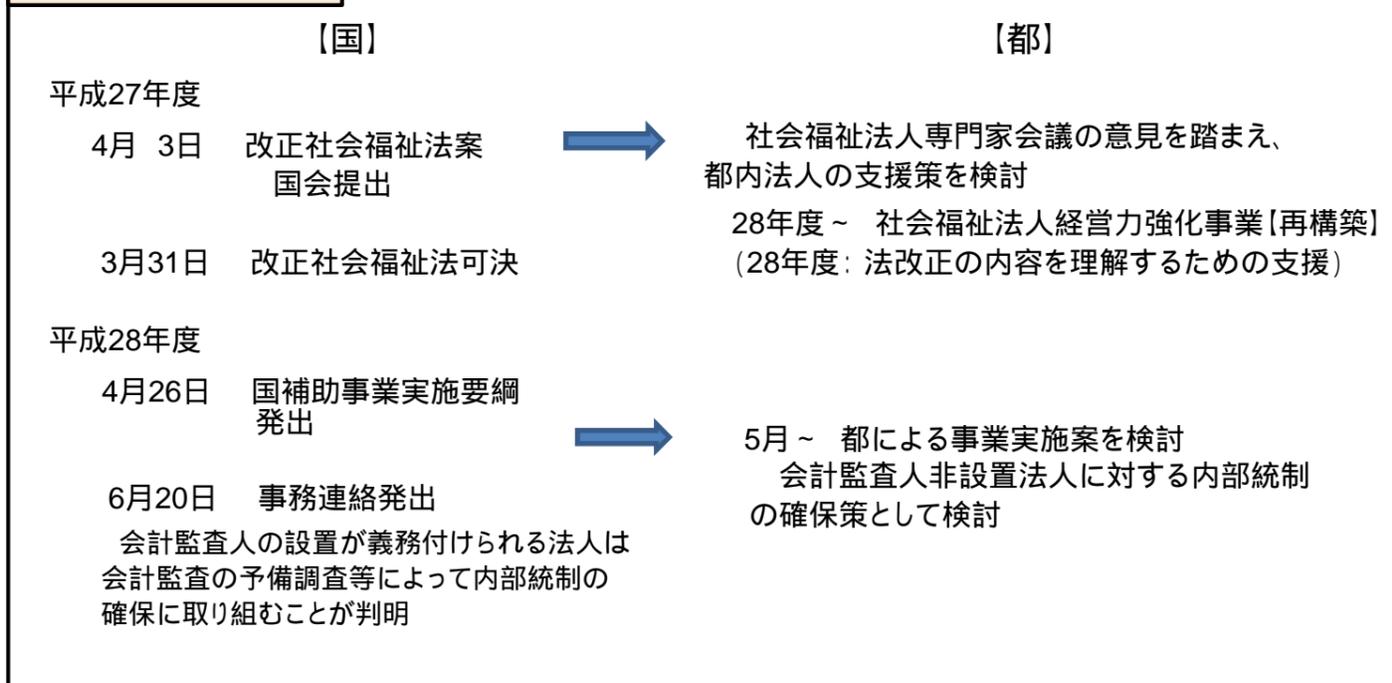


会計監査人非設置法人における専門家の活用に向けた都の今年度の取組について

1 経緯



2 都の取組(案)

目 的

会計監査人の設置が義務付けられない法人における経営組織のガバナンス強化及び財務規律の強化を図る。

事業内容

社会福祉法人が経営管理等の専門家から、ガバナンス強化、財務規律の強化等の確認・助言等の支援を受ける場合に、その費用の全部又は一部を補助する。これによって、法人自らの課題解決のきっかけとする。

(区市との役割分担) 事業の周知及び実施に当たっては、区市と連携して進めていく。

【参考】 国事業

(1) 目的

介護サービス事業、保育事業等の社会福祉事業を行う社会福祉法人が、その経営労務管理の状況について、専門家による確認・助言等を受けることにより、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保の促進に資することを目的とする。

(2) 実施主体 社会福祉法人

(3) 国庫補助基準額 1法人当たり46万円

(4) 事業内容

社会福祉法人が経営労務管理の専門家から、以下のア又はイに掲げる支援を受ける場合に、別に定める基準額の範囲内で当該支援に係る費用の全部又は一部を補助する。

ア 社会福祉法人における雇用管理の改善・人材育成に対する支援

【例】・専門性に着目した業務分担

・職員のキャリアアップと雇用管理に着目した人事・給与制度の改善

・他法人との連携による人材育成等の推進

・労働環境の整備

イ 社会福祉法人の経営体制の強化に対する支援

【例】・財務状況の分析を通じた経営改善

・事業再編に着目した経営改善

・財務諸表に係る規程の整備を通じた改善

・管理会計の導入

・コンプライアンス等に着目した改善